

法科大学院認証評価に関するQ & A

平成19年11月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

I 総 則

- Q 1 認証評価とは、認証評価機関が法科大学院を認証するという事か。 . . . 1
- Q 2 学年進行中の法科大学院も評価の対象となるのか。 . . . 1
- Q 3 機構の認証評価の目的の一つである「法科大学院の教育活動等の質を保証する」とは、どういう意味なのか。 . . . 1
- Q 4 認証評価機関として機構が実施する認証評価の方針を示されたい。 . . . 1
- Q 5 ピア・レビューを中心とした評価（各分野における専門家の評価）で、法科大学院の独自性を活かした評価を保證できるのか。 . . . 2
- Q 6 各法科大学院の教育活動等の特色について、どのように評価するのか。 . . . 2

II 評価の基準

- Q 7 評価基準において、「適切」、「適当」、「十分に」、「相当に」等のあいまいな表現が使われているが、どのような水準に達していれば、「適切」、「適当」、「十分に」、「相当に」等と判断できるのか。 . . . 3
- Q 8 解釈指針 1-1-2-1において、司法試験の結果が考慮されるのか。 . . . 3
- Q 9 解釈指針 2-1-1-1の「学部での法学教育との関係を明確にした上で」とは、どういうことか。 . . . 4
- Q 10 基準 2-1-2及び2-1-3において、4つの科目分野にわたって適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていることとされているが、各法科大学院のカリキュラムが、4つの科目分野とは異なる科目分野を設定している場合には、どのように区分整理すればよいか。 . . . 4
- Q 11 解釈指針 2-1-2-4において、展開・先端科目について、「実務との融合をも図る教育内容であること」としているのは、実定法以外の科目については、拘束力が強すぎるのではないか。 . . . 4
- Q 12 基準 2-1-3において、法律基本科目の中で公法系、民事系、刑事系のそれぞれに区分できない授業科目はどのように取扱えばよいか。 . . . 4
- Q 13 解釈指針 2-1-3-1及び解釈指針 2-1-3-2における、法律基本科目と法律実務基礎科目の単位数に関する規定は、どのように違うのか。 . . . 5
- Q 14 当法科大学院では、解釈指針 2-1-3-2（3）ア、イに掲げる教育内容について、選択科目として開講し、希望者のみに指導を行っているが、基準を満たしていることとなるのか。 . . . 5
- Q 15 基準 3-1-2では「50人を標準とすること」とあるが、解釈指針 3-1-2-1では、「80人を超えていないこと」とある。この規定の趣旨はどのようなものか。（標準と許容範囲の差が大きくないか。） . . . 5
- Q 16 基準 3-2-1（2）と基準 4-1-1（1）で、成績評価について学生への周知が規定されているが、どのように異なるのか。 . . . 6
- Q 17 基準 3-2-1（3）「授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること」と、基準 7-1-1「履修指導の体制が十分にとられていること」の内容は重複していないか。 . . . 6

- Q18 解釈指針 3-2-1-3 の「法律基本科目については、とりわけ双方向的又は多方向的な討論を通じた授業が、確実に実施されていること」とあるが、未修者も対象とすることを考えると、ある程度一方的な講義形式も必要と思われるがそれを否定するのか。また、どの程度の実施をもって「確実に」実施されていると判断されるのか。 . . . 6
- Q19 基準 3-3-1 の「最終年次」とは、何年次のことか。 . . . 6
- Q20 基準 3-3-1 に関して、原級留置となった場合の履修科目登録単位数の上限、また最終年次で原級留置となった場合の翌年の履修科目登録単位数の上限は、何単位か。 . . . 7
- Q21 基準 3-3-1 における履修科目登録単位数の上限 36 単位（最終学年は、上限 44 単位）には、休業期間中に開講する集中講義による単位も含めるのか。 . . . 7
- Q22 解釈指針 3-3-1-1 において、「各年次（最終年次を除く。）における履修登録可能な単位数の上限は 36 単位とすることを原則とし、これを超える単位数が設定されている場合には、その理由が明らかにされていること。」とあるが、36 単位を超えていても、理由が明らかにされていれば基準を満たしていることとなるのか。 . . . 7
- Q23 解釈指針 3-3-1-3 において、履修科目登録単位数の上限設定に再履修科目を含めている趣旨について、説明願いたい。 . . . 7
- Q24 解釈指針 4-1-1-1 において、「成績のランク分け、各ランクの分布の在り方」について、学生への周知を規定しているが、この意味は何か。 . . . 8
- Q25 解釈指針 4-1-1-2 や解釈指針 5-1-1-3 等、「例えば次に掲げるものが考えられる」等として『例示』されているものについて、例示の措置をすべて実施していることをもって措置を講じていると考えるのか。または、どれか一つでもよいのか。 . . . 8
- Q26 解釈指針 4-1-1-2 の「筆記試験採点の際の匿名性」について、説明願いたい。 . . . 8
- Q27 基準 4-1-1 及びその解釈指針において、成績評価の方法として、筆記試験以外について定められていないのはなぜか。 . . . 8
- Q28 解釈指針 4-1-1-4 において、再試験について定めているが、当法科大学院では、必修科目について不合格になった者に再試験を実施している。これは、最初の判定で遠慮なく点をつけ、不合格者に再勉強をせよという趣旨に基づくものであるが、大学によっては、厳格な成績評価をするために再試験をすべきでないと考えているところもあると聞いている。機構の評価の際には、そのような大学による方針の違いをどのように判断するのか。 . . . 9
- Q29 基準 4-1-3 において、進級制について定めているが、それ以外の方法が定められていないのはなぜか。 . . . 9
- Q30 当法科大学院では、単位不足で原級留置となった者について、合格した科目についてはそのまま単位を認め、不合格科目についてのみ、再履修をさせる制度となっているが、大学によっては、より厳格に合格科目も含め、すべてを再履修させる制度をとっているところもあると聞いている。この点、機構の評価に際して、前者の場合だと評価が低くなるということはあるのか。 . . . 9
- Q31 解釈指針 4-2-1-1 において、修了の認定に必要な修得単位数に上 . . . 10

- 限を設定している趣旨について、説明願いたい。
- Q32 解釈指針4-3-1-2で「公平を保つことができるような措置」とあるが、具体的にはどのような例が考えられるのか。・・・10
- Q33 解釈指針6-1-3-1で「著しく多い場合」とは、どの程度か。・・・10
- Q34 入学者選抜において、法学未修者に対して旧司法試験短答式試験や論文試験の合格、各種資格試験の合格を加点事由や考慮要素としてよいのか。・・・10
- Q35 解釈指針6-1-5-2に規定されている「社会人等」の定義はあるのか。・・・10
- Q36 解釈指針6-2-1-2の「恒常的」とは、どのくらいか。・・・11
- Q37 基準7-1-3の「教育補助者」とは、どのような例があげられるのか。・・・11
- Q38 基準7-3-1について、現在、身体に障害のある学生が在籍していない場合、当該基準にかかる状況について、自己評価書にはどのように記述すればよいか。・・・11
- Q39 第8章の各基準、解釈指針に規定されている必置の教員数は、現員数をもとに算出されるものか、設置基準をもとに算出されるものか。・・・11
- Q40 解釈指針8-2-1-3について、「七法にすべて専任教員が置かれていけばよい」ということでよいか。・・・12
- Q41 解釈指針8-2-2-2において、ジェンダー・バランスを定めていないのはなぜか。・・・12
- Q42 評価基準に使用されている「教員」、「専任教員」とは、何を指すのか。・・・12
- Q43 基準8-4-1の「各法科大学院における教育上主要と認められる授業科目」とは、具体的にどのような授業科目を指すのか。・・・12
- Q44 解釈指針8-5-1-1の「年間20単位以下にとどめられていることが望ましい。なお、多くとも年間30単位以下であること。」とあるが、条件が緩すぎないか。・・・13
- Q45 基準8-5-2で「相当の研究専念期間」を定めている趣旨は何か。・・・13
- Q46 外部評価と第三者評価とは違うものなのか。また、認証評価を受けることで外部評価を受けたこととなるのか。・・・13
- Q47 基準9-3-2の「毎年度、公表していること」の『毎年度』について、その開始時期は、開設初年度からか。・・・13
- Q48 基準9-3-2の「法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書」とは何か。・・・14
- Q49 解釈指針9-4-1-2の「評価の際に用いた情報」とは何か。・・・14
- Q50 解釈指針10-1-1-5において、学生の自習室については、「その配置及び使用方法等において、図書館との有機的連携が確保されていることが望ましい」とあるが、有機的連携が確保されているものとして具体的にはどのような例が考えられるのか。・・・14
- Q51 基準10-2-1における「各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。」について、自己評価書にはどのように記述すればよいか。また、解釈指針10-3-1-7についても同様か。・・・14
- Q52 基準10-3-1の解釈指針における「法科大学院の図書館」は、法科大学院が独自に保有する図書館に限定することなく、資料室や大学附属図書館についても「法科大学院の図書館」と考えてよいか。・・・15

- Q53 解釈指針10-3-1-1において、「法科大学院の図書館は、当該法
科大学院の専用であるか、又は、法科大学院が管理に参画し」とあるが、
図書館が法科大学院専用でない場合の「管理に参画し」とはどのように考
えるのか。 . . . 15

Ⅲ 評価の組織と方法等

- Q54 自己評価担当者等に対する研修には、どのような役職の者が出席すれば
よいのか。 . . . 16
- Q55 自己評価担当者等に対する研修に、当該年度に評価の申請を行っていな
い法科大学院も参加することができるのか。 . . . 16
- Q56 評価担当者の推薦について、広く推薦を求めるとあるが、大学として何
人推薦すればよいのか。また、評価担当者となると、本務に支障を来すこ
とが考えられるので、推薦したくないのが本音であるが、推薦しなかった
場合、ペナルティーが課せられるのか。 . . . 16
- Q57 評価部会の構成員は、どのような基準で選ばれるのか。また、評価部会
はどのような構成になるのか。 . . . 16
- Q58 機構の評価担当者に対する研修について、内容は決まっているのか。ま
た、研修に伴う旅費等の経費は、所属している各機関の負担か、機構負担
か。 . . . 17
- Q59 書面調査の実施内容・方法はどのようになっているのか。 . . . 17
- Q60 機構における基準ごとの分析・判断において、根拠となる資料・データ
等が不足する場合や、記述が不明瞭で取組や活動の状況に不明な点がある
場合で分析できない場合には、「判断保留」になるとのことであるが、判
断保留も含めて「基準を満たしている」、「基準を満たしていない」の判断
がなされるのか。 . . . 17
- Q61 認証評価において、各法科大学院が作成する自己評価書は、どの程度の
意義と位置付けが与えられるのか。 . . . 17
- Q62 評価方法に記載されている「書面調査では確認することのできない内容
等」とは、具体的にどのような内容を想定しているのか。また、「機構が
独自に調査・収集する資料・データ等」とは、具体的にどのような資料を
どのような方法で調査・収集することを想定しているのか。 . . . 18
- Q63 訪問調査では、具体的に何人の評価担当者が訪問し、何日間にわたって
調査を行うのか。 . . . 18
- Q64 訪問調査における学生、修了生との面談について、人数はどのくらいを
想定しているのか。 . . . 18
- Q65 修了生との面談は、アンケートで対応することはできないのか。 . . . 18
- Q66 訪問調査における修了生との面談時の旅費は、機構側で負担してもらえ
るのか。 . . . 19
- Q67 評価結果（案）の通知（1月末）から意見の申立ての手續（2月）まで
1ヶ月程度だが、期間が短いのではないか。 . . . 19
- Q68 評価結果の公表の際は、評価基準を満たしているかどうか以外に、どの
ような情報が公表されるのか。また、評価結果の全文がそのまま公表され

- るのか。
- Q69 評価基準を満たしていないと判断された法科大学院は、評価結果で「基準を満たしていない法科大学院」として社会に公表されるのか。 . . . 19
- Q70 評価結果をランク付けのような形で公表するのか。 . . . 19
- Q71 法科大学院認証評価委員会の審議内容は公開されるのか。 . . . 20
- Q72 評価の申請が集中した場合でも、希望年度に評価を受けることができるのか。 . . . 20
- Q73 適格認定を受けた翌年度から提出することを求めている年次報告書とはどのようなものか。 . . . 20
- Q74 「機構の評価を受けた法科大学院は、教育課程又は教員組織に重要な変更を行った場合には、別に定めるところにより、当該変更について機構に届け出る」と記載されているが、この「別に定める」内容とはどのようなものか。 . . . 20
- Q75 評価手数料の金額について教えてほしい。 . . . 21

IV 自己評価書の作成

- Q76 機構の認証評価を受けようとする法科大学院は、いつから実際に自己評価作業を行う必要があるのか。 . . . 22
- Q77 基準1-1-1及び基準1-1-2は、法科大学院が満たすべき要件を包括的に定めた基準であると考えられるが、どのように自己評価を行えばよいのか。 . . . 22
- Q78 基準2-1-3において、法律基本科目の中で公法系、民事系、刑事系のそれぞれに区分できない授業科目は別紙2（別紙様式1）の記載をどのようにしたらよいのか。 . . . 22
- Q79 評価の申請を行った大学が、自己評価書提出期限より前に、機構に自己評価書を仮提出し、内容を確認してもらうことは可能か。 . . . 22
- Q80 目的は、どのくらい具体的に書けばよいのか。 . . . 22
- Q81 目的の内容が不明確な場合に、機構から自己評価書の再提出を求められることはあるのか。 . . . 23
- Q82 自己評価実施要項の別紙2「基準に対する自己評価の根拠となる資料・データ等の例示」にある資料は、必ず全部提出するのか。 . . . 23
- Q83 自己評価実施要項において、根拠データとして、前年度分のシラバス、成績評価基準、成績分布データの提出が求められているが、カリキュラムの大幅な変更が生じた場合など、評価における教育内容、成績評価等の判断に当たっての資料の取扱いはどうなるのか。 . . . 24
- Q84 期末試験等の試験問題や答案の提出を求められることはあるのか。 . . . 24
- Q85 自己評価書の「基準に係る状況」は、現在の活動状況を、解釈指針の内容を踏まえて分析し、記述することとされているが、具体的にはどのように記述すればよいのか。 . . . 24
- Q86 基準に係る状況については、自己評価書提出時までの間で自己評価が可能な現在の状況について分析することとしているが、具体的にはいつからいつまでが評価の対象となるのか。（これまでの経緯等について、いつま

でさかのぼることができるのか。) また、自己評価書提出時には終了している取組や活動、あるいは今後予定している取組等については記述することができるのか。

- Q87 取組や活動によっては、根拠となる資料・データが不十分な場合も考えられるが、機構はどの程度のものを想定しているのか。また、不十分だった場合の対応はどのようにすればよいのか。 . . . 25
- Q88 「字数制限を超える場合には、別途機構に相談」と記載してあるが、相談すると字数制限が緩和されるのか。 . . . 25
- Q89 根拠となる資料・データ等は字数制限外となっているので、かなり多くの資料を添付してもかまわないのか。 . . . 25
- Q90 自己評価書の電子媒体を提出する際、根拠となる資料・データ等もすべて記載することになると考えられるが、紙媒体でしか存在しない資料等はスキャンで電子媒体に貼り付けることでよいのか。 . . . 26
- Q91 自己評価書において、同じ根拠資料・データ等を添付する箇所が複数になる場合には、どのように添付するべきか。 . . . 26
- Q92 自己評価を行った取組や活動すべてが、機構において評価され、評価報告書に掲載されるのか。 . . . 26

V その他

- Q93 評価の検証はいつ行われるのか。(評価の検証をもとに、新たに評価システムの構築を行うのが通常と思われる。) . . . 28
- Q94 予備評価の効果及び本評価との関連性について、伺いたい。 . . . 28
- Q95 予備評価において「基準を満たしていない」と判断された事項について、本評価実施時には是正を図り、当該年度入学者から適用されているが、過年度入学者については従前のままとしている事項がある。これが問題とされることはあるのか。 . . . 28
- Q96 予備評価の評価結果の公表は、どのように行うのか。 . . . 28
- Q97 大学機関別認証評価と法科大学院認証評価との関係について、伺いたい。 . . . 29
- Q98 他の認証評価機関と異なる点(特徴など)はあるのか。 . . . 29

I 総 則

Q 1 認証評価とは、認証評価機関が法科大学院を認証するということか。

A 認証評価とは、学校教育法第69条の3第2項に規定されているとおり、文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）による評価を意味します。認証評価機関が当該法科大学院を認証するという意味ではありません。なお、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第5条第3項に規定されているとおり、認証評価の結果、評価基準に適合していると認められた場合には、認証評価機関は当該法科大学院を適格認定します。

Q 2 学年進行中の法科大学院も評価の対象となるのか。

A 学年進行中の法科大学院においては、修了生が出ていないため基準のすべてについての適合状況の評価が困難であり、適格認定を行うことができないことから、本評価の申請を受け付けないこととしています。なお、法科大学院関係者の評価に対する理解と習熟を高めるとともに、本評価に先立って教育活動等の改善に資するために、予備評価を設けています。（予備評価については、Q75、Q94、Q95、Q96を参照）

Q 3 機構の認証評価の目的の一つである「法科大学院の教育活動等の質を保証する」とは、どういう意味なのか。

A 機構の認証評価の目的の一つである「法科大学院の教育活動等の質の保証」は、認証評価機関としての立場から機構が独自に設定する法科大学院評価基準（適格認定をする際に法科大学院として満たすことが必要と考える要件及び当該法科大学院の目的に照らして教育活動等の状況を多面的に分析するための内容を定めたもの）について、法科大学院がこれを満たしているかどうかを評価し、このことを通じて、各法科大学院の教育活動等の質を保証するものです。

各法科大学院の教育活動等の質は、各法科大学院の目的に依拠するものであるため、評価に当たっては、教育活動等に関して各法科大学院が有する目的を踏まえて行います。

Q 4 認証評価機関として機構が実施する認証評価の方針を示されたい。

A 機構の認証評価は、以下の6つの基本的な方針に基づいて実施します。

- (1) 評価基準に基づく適格認定評価
- (2) 教育活動を中心とした評価
- (3) 各法科大学院の個性の伸長に資する評価
- (4) 自己評価に基づく評価
- (5) ピア・レビューを中心とした評価
- (6) 透明性の高い開かれた評価

なお、詳しくは自己評価実施要項の「II 評価の基本的な方針」（1ページ）をご覧ください

ださい。

Q 5 ピア・レビューを中心とした評価（各分野における専門家の評価）で、法科大学院の独自性を活かした評価を保証できるのか。

- A 機構の認証評価では、各法科大学院の個性の伸長に資する評価となるよう、教育活動等に関して各法科大学院が有する目的を踏まえ、書面調査及び訪問調査によって各法科大学院の教育活動等の状況を十分に把握した上で判断を行います。このため、評価基準の設定においても、各法科大学院の目的や独自性を踏まえた評価が行えるような配慮をしています。さらに、法科大学院の教育活動等を適切に評価するため、法科大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び法曹関係者並びに専門の事項に関し学識経験のある者によって評価を実施します（必ずしも分野ごとの専門家だけとは限りません。）。
- また、評価を実施する前に評価担当者に対して研修を行い、この評価の趣旨を十分理解していただくことによって、各法科大学院の個性の伸長に資する評価が実施できるようにします。

Q 6 各法科大学院の教育活動等の特色について、どのように評価するのか。

- A 機構が実施する評価は、「我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その个性的で多様な発展に資すること」を目的として実施することとしています。このため、各法科大学院の個性や特色が十分に発揮できるよう、各基準を満たしているかどうかの判断に加え、評価基準に基づいて、法曹養成の基本理念及び当該法科大学院の目的等に照らし、教育活動等の優れた点や改善を要する点等について明らかにすることとしています。

Ⅱ 評価の基準

Q 7 評価基準において、「適切」、「適当」、「十分に」、「相当に」等のあいまいな表現が使われているが、どのような水準に達していれば、「適切」、「適当」、「十分に」、「相当に」等と判断できるのか。

A 評価では、まず、法科大学院が有する教育活動等の目的を踏まえて、基準ごとに、それに関わる法科大学院の教育活動等の状況を具体的かつ明確に分析、整理し、自ら評価することが必要であり、このことが法科大学院の教育等の質の向上につながるものと考えています。「適切」、「適当」、「十分に」、「相当に」等の表現で示された基準や解釈指針に関して、自己評価においては、法科大学院自らが考える「適切」性などに照らして、実際の状況がどのようになっているのかを十分な根拠に基づいて明確に表現することが重要となります。

機構における評価では、評価担当者が書面調査と訪問調査を通じ、法科大学院の目的を踏まえて、基準ごとに教育活動等の状況を確認・分析し、それらを総合することによって基準を満たしているかどうかを判断します。その際、第三者である評価担当者がその識見に基づいて「適切」性などを判断し、合議、調整していく形で最終的な判断を決定していきます。そのため、自己評価書等には第三者が分析を行うに足りる「適切」性などが求められることとなります。

なお、法科大学院の目的によって、「適切」等に求められる内容は異なるため、その内容を一律に規定することは困難であると考えています。仮に、評価に際して法科大学院と機構の間に「適切」等に対する捉え方が違うことによって意見の相違が生じた場合には、共通理解が得られるよう、評価の過程でコミュニケーションを取り合うこととしています。そのプロセスを通じてお互いに理解を深めていくことは、法科大学院の教育活動等の改善を促進するために役立つことであり、本評価の目的に資することでもあると考えています。

Q 8 解釈指針1-1-2-1において、司法試験の結果が考慮されるのか。

A 中央教育審議会の答申や法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律にあるように、「司法試験という『点』のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた『プロセス』としての法曹養成制度」、「法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携の確保」といった制度本来の趣旨から、法科大学院の教育と課程については、新司法試験対策のみを行う教育となってはならないと考えています。隣接科目や選択科目の履修が十分に確保されているか、授業の内容が過度に試験対策的なものになっていないか等については、他の基準で評価を行います。すなわち、新司法試験の合格率については、全く考慮しないというわけではありませんが、合格率のみを重視するような評価とならないように配慮することとしています。

**Q 9 解釈指針 2-1-1-1 の「学部での法学教育との関係を明確にした上で」とは、
どういうことか。**

A これは、「従来の法学部教育を漫然と持続させつつ、法科大学院をその法学部教育の単なる延長線上にあるものにとらえ、法科大学院が屋上屋を架すようなものになるとすれば、法科大学院構想の本来の趣旨に悖るものと言わなければならない」（中央教育審議会答申）という趣旨であり、各法科大学院の工夫あるカリキュラムのコース編成や法学既修者の取扱い（どのような試験での認定か）等により判断することとなります。

Q10 基準 2-1-2 及び 2-1-3 において、4つの科目分野にわたって適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていることとされているが、各法科大学院のカリキュラムが、4つの科目分野とは異なる科目分野を設定している場合には、どのように区分整理すればよいか。

A 基準 2-1-2 は、4つの科目分野（法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目）の授業科目の開設と、その教育内容について定めています。また、基準 2-1-3 は、4つの科目分野にわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていることを求めています。

従って、各法科大学院のカリキュラムにおける授業科目は、実質的にこれらの科目分野に位置付けられるものであるかぎり、その教育内容に応じて4つの科目分野に適切に整理される必要があります。ただし、これらの科目分野に位置付けることができない科目（例えば、科目分野を特定しないリサーチ・ペーパーないし論文の作成）について、独自の科目分野を設けることを妨げるものではありません。

**Q11 解釈指針 2-1-2-4 において、展開・先端科目について、「実務との融合をも
図る教育内容であること」としているのは、実定法以外の科目については、拘束力が
強すぎるのではないか。**

A 「実務との融合を図る」ではなく、「実務との融合をも図る」となっていることに留意してください。法科大学院制度の理念が、理論と実務の架橋にあることにかんがみると、展開・先端科目についても、程度の差はあれ、実務的な問題への配慮は必要であると考えています。

**Q12 基準 2-1-3 において、法律基本科目の中で公法系、民事系、刑事系のそれぞれ
に区分できない授業科目はどのように取扱えばよいのか。**

A 法律基本科目において、公法系、民事系、刑事系のそれぞれに明確に区分できない授業科目（例えば、公法系と民事系とを融合した内容で構成される授業科目）については、実質的な内容から判断して各系に区分整理することが必要となります。ただし、各系に区分整理することが困難な場合は、法律基本科目の中で、3つの系とは別に整理する必要があります。（別紙 2（別紙様式 1）の記載については、Q78 を参照）

Q13 解釈指針 2-1-3-1 及び解釈指針 2-1-3-2 における、法律基本科目と法律実務基礎科目の単位数に関する規定は、どのように違うのか。

A 法律基本科目と法律実務基礎科目の単位数の規定について、両者の単位数の意味は明らかに異なります。

法律基本科目については、解釈指針 2-1-3-1 で文字通りの「標準」を定めるものであり、これを上回ることも下回ることもあり得ることを前提に、基準 4-2-1 (2) で最低限度の必要修得単位数を示すとともに、解釈指針 2-1-3-1 で上限を設定しています。

これに対し、法律実務基礎科目については、基準 4-2-1 (2) の最低限度の必要修得単位数と解釈指針 2-1-3-2 の単位数が一致しており、法律基本科目のような意味での「標準」ではありません。また、法律基本科目のような上限設定がない点でも解釈指針 2-1-3-1 とは趣旨が異なります。

Q14 当法科大学院では、解釈指針 2-1-3-2 (3) ア、イに掲げる教育内容について、選択科目として開講し、希望者のみに指導を行っているが、基準を満たしていることとなるのか。

A 法情報調査及び法文書作成については、独立の授業科目として開設する場合や法律基本科目等の各授業科目の中で指導が行われる場合等が考えられますが、いずれの場合についても、解釈指針 2-1-3-2 (3) ア、イに掲げる教育内容について指導が行われていることが必要であるとともに、一部の学生のみには指導されているということだけでは足りず、全学生への指導が確保されていることが必要です。

従って、選択科目として開講し、希望者のみに指導を行っている場合は、適切ではないと考えられます。

Q15 基準 3-1-2 では「50人を標準とすること」とあるが、解釈指針 3-1-2-1 では、「80人を超えていないこと」とある。この規定の趣旨はどのようなものか。(標準と許容範囲の差が大きくないか。)

A 基準 3-1-2 は、一般的な規定である基準 3-1-1 を受けて、法律基本科目について特に具体的な数値を示したものであり、それ以外の科目については、これと異なる人数が標準となることも十分考えられます。

80人を超えないことを原則としているのは、入学実員が入学定員を上回ることがあり得ること、2年目以降は原級留置や科目再履修などの可能性があり、ある程度弾力性を持たせる必要があることを考慮したものです。

ここでの「標準」は、法律基本科目の標準単位数とはやや異なり、50名よりも少ない人数で行われるのは、むしろ原則として望ましいと考えられます。(極端に少ない場合は、参加者相互の多方向的な議論ができるかどうかの観点から評価することとなります。)

なお、法律基本科目以外の科目については、授業の内容・方法等が科目により多様であり得ることから、具体的な標準人数をあげることは困難であると考えています。

Q16 基準3-2-1(2)と基準4-1-1(1)で、成績評価について学生への周知が規定されているが、どのように異なるのか。

A 基準3-2-1(2)でいう成績評価の基準と方法は、各科目について、どのような要素(筆記試験、レポート、口頭発表等)をどのように評価するかという問題であるのに対し、基準4-1-1(1)では、例えば、AからEまでの5段階評価について、どのような基準でその分布を定めるか、相対評価なのか絶対評価なのか等に関するものを想定しています。

Q17 基準3-2-1(3)「授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること」と、基準7-1-1「履修指導の体制が十分にとられていること」の内容は重複していないか。

A 基準3-2-1(3)では、各授業科目において授業時間学習と時間外学習との連携が適切に図られているかを定め、基準7-1-1では、カリキュラム全体に関する履修指導体制について定めたものです。

Q18 解釈指針3-2-1-3の「法律基本科目については、とりわけ双方向的又は多方向的な討論を通じた授業が、確実に実施されていること」とあるが、未修者も対象とすることを考えると、ある程度一方的な講義形式も必要と思われるがそれを否定するのか。また、どの程度の実施をもって「確実に」実施されていると判断されるのか。

A 授業科目によっては、双方向的又は多方向的な討論の程度の差があることは否定できず、その内容を一律に規定することは困難であると考えられます。このため、評価に当たっては、各法科大学院の状況を踏まえ、分析を行い、基準を満たしているかどうかを判断することとしています。

また、法科大学院には、ただ知識を詰め込む教育からの脱却及び法科大学院の教育理念である創造的な思考力、法的分析能力、法的議論能力等の育成が求められています。いかなる科目であれ、一方的な講義形式、すなわち教員が教壇から一方的に話し、学生は受動的にノートをとるだけの授業スタイルを克服しようとする努力が必要であること(法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第2条第1号「・・・少人数による密度の高い授業・・・」)にかんがみると、一方的な講義形式要素の観点を基準や解釈指針に盛り込むことはかえってミスリーディングになりかねず、適切でないと考えています。

Q19 基準3-3-1の「最終年次」とは、何年次のことか。

A 標準修了年限からすると3年次が原則であると考えられますが、既修者2年次についてもこの場合に当たることを明確にし、また、進級制により原級留置となった場合の年次に関する疑問を避ける等の理由から、最終年次としています。

Q20 基準3-3-1に関して、原級留置となった場合の履修科目登録単位数の上限、また最終年次で原級留置となった場合の翌年の履修科目登録単位数の上限は、何単位か。

A 各年次における履修科目登録単位数の上限は、原則として合計36単位、最終年次は44単位と定められています。よって、原級留置となった場合の履修科目登録単位数の上限についても原則として合計36単位、最終年次は44単位です。また、最終年次で原級留置となった場合は、翌年も最終年次ですので、44単位が履修科目登録単位数の上限となります。

Q21 基準3-3-1における履修科目登録単位数の上限36単位（最終学年は、上限44単位）には、休業期間中に開講する集中講義による単位も含めるのか。

A 原則として単位を与える授業科目であれば、すべて履修科目登録単位数の上限に含めます。

従って、通常の授業時期以外に開講される集中講義、エクスターンシップやクリニックなどの実習の授業科目、リサーチ・ペーパー等の履修科目登録単位数も含めて上限を36単位とすることを原則としています。

大学が特定の授業科目について大学の定める履修科目登録単位数の上限の対象外としていたとしても、それらの授業科目が単位を与えるものであれば、それらの授業科目を登録した場合にも上限が36単位の原則を満たしているかという視点で評価が行われます。

Q22 解釈指針3-3-1-1において、「各年次（最終年次を除く。）における履修登録可能な単位数の上限は36単位とすることを原則とし、これを超える単位数が設定されている場合には、その理由が明らかにされていること。」とあるが、36単位を超えていても、理由が明らかにされていれば基準を満たしていることとなるのか。

A 「その理由が明らかにされていること。」とは、その理由が単に説明されていれば足りるものではなく、例えばその超える単位分がエクスターンシップやクリニックのような実習の授業科目に限定されている場合など、いわゆるキャップ製の趣旨・目的に照らしてその理由が合理的であることが必要です。ただし、理由が合理的であっても36単位を超える部分は必要最小限のものでなければなりません。（キャップ製の趣旨・目的については、Q23を参照）

なお、最終年次の上限単位数は、例外なく44単位までとなります。

Q23 解釈指針3-3-1-3において、履修科目登録単位数の上限設定に再履修科目を含めている趣旨について、説明願いたい。

A 履修科目登録単位数の上限設定の目的は、「学生の準備学習を前提とした双方向、多

方向的な密度の濃い授業を行うことが要求されていることや、法科大学院の学生が在学期間中その課程の履修に専念できるような仕組みを設けることが肝要であるとされていることを踏まえ、過剰な科目登録を防ぐ」（中央教育審議会答申）ことにあり、その趣旨からすれば、再履修科目についても、あらためて十分な予習・復習が必要と考えられることから、再履修科目を含めることが適当と考えています。

Q24 解釈指針 4-1-1-1 において、「成績のランク分け、各ランクの分布の在り方」について、学生への周知を規定しているが、この意味は何か。

A 成績評価の基準として成績のランク分け等の明確化を求めているのは、あらかじめ成績評価の考慮要素を明らかにすることが必要と判断したものです。なお、絶対評価方式を採用することを否定したのではなく、絶対評価方式を採用場合にあっては、科目間において、また教員間において、絶対評価の尺度が共有されていることが重要です。

Q25 解釈指針 4-1-1-2 や解釈指針 5-1-1-3 等、「例えば次に掲げるものが考えられる」等として『例示』されているものについて、例示の措置をすべて実施していることをもって措置を講じていると考えるのか。または、どれか一つでもよいのか。

A 解釈指針 4-1-1-2 等に示した事項は、あくまで例示であり、例示された措置をすべて実施することを求めているものではありませんし、例示以外の措置を排除しているわけでもありません。いずれの場合でもその措置が「成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保する」ことに資するものであることが必要です。

Q26 解釈指針 4-1-1-2 の「筆記試験採点の際の匿名性」について、説明願いたい。

A 成績評価に当たっては、いわゆる平常点（レポートなどを含めて）なども重要な要素になると思われませんが、通常の授業については、多くの法科大学院において、筆記試験の占める割合が高いと推測されます。成績評価者の恣意等を避けるためにも、匿名性は重要な要素であると考えています。他方、小規模の法科大学院においてはあまり意味がない場合も考えられます。そこで、解釈指針 4-1-1-2 は、「措置として、例えば次に掲げるものが考えられる」として、匿名性確保が例示であることを示しています。匿名性を確保する方法としては、学生には答案用紙に学生番号・氏名をともに記載させ、採点者に交付する時点で、学生番号・氏名欄を見せないようにする工夫等があげられます。

Q27 基準 4-1-1 及びその解釈指針において、成績評価の方法として、筆記試験以外について定められていないのはなぜか。

A 成績評価の方法については、クラスの規模や授業の性質などの相違を考慮する必要があり、筆記試験以外の諸要素に関し一律の基準を作成することには疑問があるため、筆記試験以外は特に触れていません。

Q28 解釈指針4-1-1-4において、再試験について定めているが、当法科大学院では、必修科目について不合格になった者に再試験を実施している。これは、最初の判定で遠慮なく点をつけ、不合格者に再勉強をしてもらうという趣旨に基づくものであるが、大学によっては、厳格な成績評価をするために再試験をすべきでないと考えているところもあると聞いている。機構の評価の際には、そのような大学による方針の違いをどのように判断するのか。

A 機構の評価は、基準4-1-1において、厳正で客観的な成績評価が行われていることを求めています。この厳正で客観的な成績評価の方法は、各法科大学院において多様であり、再試験そのものを否定するものではありません。解釈指針4-1-1-4において「筆記試験において合格点に達しなかった者に対して行われる試験（いわゆる再試験）についても厳正な成績評価が行われていること」と規定しています。

Q29 基準4-1-3において、進級制について定めているが、それ以外の方法が定められていないのはなぜか。

A 進級制以外の方法（例えば、一定の先行科目の単位修得を次の特定の科目履修の要件とする方法など）については、それが、どの様な内容や程度で実施されるかについて、法科大学院によって大きな相違がある可能性が高く、基準とすることが困難であると思われれます。他の方法によって履修成果を確保する場合には、解釈指針4-1-3-2にしたがって、その理由を明確に説明することが求められます。
なお、上記の趣旨は、法学既修者についても同様と考えています。

Q30 当法科大学院では、単位不足で原級留置となった者について、合格した科目についてはそのまま単位を認め、不合格科目についてのみ、再履修をさせる制度となっているが、大学によっては、より厳格に合格科目も含め、すべてを再履修させる制度をとっているところもあると聞いている。この点、機構の評価に際して、前者の場合だと評価が低くなるということはあるのか。

A 基準4-1-3では厳格な成績評価及び修了認定の実効性を担保する仕組みとして、段階的履修を可能とする進級制（一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度）が採用されているかどうかを評価することとしています。その具体的な内容については、各法科大学院の理念や考え方により多様であり得ますので、前者の場合だと評価が低くなるとは一概にいえません。

なお、解釈指針4-1-3-1において、再履修を要する科目の範囲などの原級留置の場合の取扱いが、各法科大学院において決定され、学生に周知されていることを定めています。これはその内容が基準4-1-3に規定する段階的履修の趣旨に適合しているかどうかをも評価するものです。

Q31 解釈指針4-2-1-1において、修了の認定に必要な修得単位数の上限を設定している趣旨について、説明願いたい。

A 修了認定に必要な修得単位数の上限設定の目的は、Q23にもあるように、「学生の準備学習を前提とした双方向、多方向的な密度の濃い授業を行うことが要求されていることや、法科大学院の学生が在学期間中その課程の履修に専念できるような仕組みを設けることが肝要であるとされていることを踏まえ、過剰な科目登録を防ぐ」（中央教育審議会答申）ことにあります。

Q32 解釈指針4-3-1-2で「公平を保つことができるような措置」とあるが、具体的にはどのような例が考えられるのか。

A 公平を保つことができるような措置の具体例として、例えば、ある法科大学院の入学選抜試験において、同じ大学の法学部で比較的最近出題された問題と類似の問題を出題しない、また、試験の出題者の学部授業を履修していた者が有利となるような、出題者の個性を強く反映した問題を出題しない、などが考えられます。

Q33 解釈指針6-1-3-1で「著しく多い場合」とは、どの程度か。

A 法科大学院は、多様性の確保のために必要な具体的な措置を提示することが必要であり、入学選抜においても、法学部・法学科以外の学部・学科の出身者や社会人等を一定割合以上入学させるなどの措置を講じる必要性が求められています。このことから、自校出身者の割合が著しく多い場合は望ましくないといえます。しかし、現段階では、具体的に数字をあげて規定することは難しいと考えています。入学志願者の動向等に依りて不断に見直されていくべきものと考えています。

Q34 入学選抜において、法学未修者に対して旧司法試験短答式試験や論文試験の合格、各種資格試験の合格を加点事由や考慮要素としてよいのか。

A 法学未修者に対して、法律学の知識及び能力の客観的到達を図ることが可能である旧司法試験短答式試験及び論文試験合格、法学検定試験の結果を加点事由や考慮要素とすることは適切でないと考えます。また、入学選抜における選考基準が、専ら法律学の知識及び能力を有する法学未修者を合格させるといった観点から意図的に各種資格試験の合格実績のみを考慮していることが明らかである場合にも、同様であると判断されません。

Q35 解釈指針6-1-5-2に規定されている「社会人等」の定義はあるのか。

A 設置審査の場合でも、一般的に定義はされておらず、各法科大学院の自主的判断にゆだねられています。従って、当評価基準においても一般的な定義を行っていません。

なお、評価に当たっては、各法科大学院でどのような定義をしているかを自己評価書に記述してください。

Q36 解釈指針6-2-1-2の「恒常的」とは、どのくらいか。

A 「恒常的」を具体的に数字をあげて規定することは、難しいと考えていますが、例えば、一時的に在籍者が収容定員を上回った場合で、改善措置が採られている場合は、「恒常的」には該当しないと考えています。

Q37 基準7-1-3の「教育補助者」とは、どのような例があげられるのか。

A 教育補助者とは、TAや様々な内容に関するアドバイザーなどが想定できます。なお、名称は各法科大学院によって異なることが考えられます。

Q38 基準7-3-1について、現在、身体に障害のある学生が在籍していない場合、当該基準にかかる状況について、自己評価書にはどのように記述すればよいか。

A 身体に障害のある学生に対する支援として、解釈指針7-3-1-1において受験機会確保のための適切な措置や組織的対応の工夫、解釈指針7-3-1-2において身体に障害のある学生のための設備の整備充実、解釈指針7-3-1-3において修学上の支援や実験・実習上の配慮に努めることを求めています。

現在、身体に障害のある学生が在籍していない場合であっても、仮に身体に障害のある学生が入学を希望又は入学した場合に、現段階で対応しうる施設及び設備、措置や体制の状況について記述してください。

Q39 第8章の各基準、解釈指針に規定されている必置の教員数は、現員数をもとに算出されるものか、設置基準をもとに算出されるものか。

A 解釈指針8-1-2-4、基準8-2-1、基準8-3-1、基準8-3-2で求める教員数は、現員数ではなく、専門職大学院設置基準等で求められる教員数です。

例えば、入学定員60人の法科大学院の場合、設置基準で必要とされる専任教員数は12人であり、うち、実務家専任教員は3人(2割)以上必要とされています。なお、実務家専任教員のうち、2人(実務家専任教員の3分の2)以下まではみなし専任教員で対応することができることとされています。また、平成25年度までの経過措置として、専任教員であるが他の学部・大学院(修士課程)を担当する専任教員4人(基準8-2-1で必要とされる専任教員の3分の1)以下を専任教員として取扱うことができることとされています。

なお、専任教員であるが他の学部・大学院(修士課程)を担当する専任教員、みなし専任教員ともに、専門職大学院設置基準の規定により算入できる人数の上限がそれぞれ定められていることから、当該上限を超えた数については、専任教員としてカウントす

ることはできませんので御留意ください。

Q40 解釈指針 8-2-1-3について、「七法にすべて専任教員が置かれていればよい」ということでよいか。

A 法律基本科目を担当する教員については、単に「専任教員」ではなく、「当該科目を適切に指導できる専任教員」としています。これは、設置審査における基準と同様の趣旨であると考えています。

Q41 解釈指針 8-2-2-2において、ジェンダー・バランスを定めていないのはなぜか。

A 試行的評価（国公立大学を対象とした全学テーマ別、教育分野別及び研究分野別の評価）では、ジェンダー・バランスの問題も評価の要素に含まれていましたが、適格認定のための基準の要素として掲げることは必ずしも適当ではないと考えています。しかし、それは、ジェンダー・バランスを考慮しなくてよいということではなく、法科大学院として、考慮していくことが望ましいと考えています。

Q42 評価基準に使用されている「教員」、「専任教員」とは、何を指すのか。

A 「教員」は、非常勤教員を含む法科大学院の全教員を指します。「専任教員」は、いわゆる「みなし専任教員」を含む法科大学院の専任教員を指します。

なお、いわゆる「みなし専任教員」は、実務に携わりつつ専門職大学院の教員となることを促す趣旨から、専門職大学院において必置とされる実務家教員の数の3分の2までは、年間6単位以上の授業科目を担当し、かつ実務に関する教育を中心にカリキュラム編成などの専門職大学院の運営に参加する者であれば、専任教員そのものでなくとも、設置基準上必要とされる専任教員の数に算入できる取扱としています。

Q43 基準 8-4-1の「各法科大学院における教育上主要と認められる授業科目」とは、具体的にどのような授業科目を指すのか。

A 「教育上主要と認められる授業科目」としては、一般的に法科大学院教育のコアとなる授業科目や各法科大学院においてカリキュラムの特色として重要と考えている授業科目などがあげられます。

なお、解釈指針 8-4-1-1 では、「教育上主要と認められる授業科目」のうち必修科目については、その授業科目が細分化され、あるいは同時に複数開講されることがあることを考慮し、そのすべての授業が専任教員によって担当されていることを要求するものではありませんが、おおむね7割以上は専任教員が授業の担当者となっていることを求めています。

対象となる授業科目数の考え方は、一の授業科目が複数クラスで開設されている場合

は、クラス単位で計算してください。また、オムニバス形式の授業科目の場合は、当該授業科目を担当する教員のうち、専任教員が当該授業科目の内容・実施・成績評価にあたり責任を持っていることを条件に、当該授業科目を専任教員によって担当されている授業科目として取扱います。

Q44 解釈指針 8-5-1-1 の「年間 20 単位以下にとどめられていることが望ましい。なお、多くとも年間 30 単位以下であること。」とあるが、条件が緩すぎないか。

A 法科大学院の教育の質を維持し、双方向的又は多方向的授業を真摯に熱意を持って取り組むには、教員の授業負担に限界があることから、学生の履修に上限を設けた規定と同様に、授業負担にも上限を設ける必要があります。年間 20 単位以下にとどめられていることが望ましいと考えていますが、解釈指針 8-5-1-1 の授業負担 30 単位については、法科大学院が開設間もない状況であり、専任教員としての資格を認められる教員数に一定の制約があるほか、授業負担が法科大学院に限定されていないという現状を考慮したものです。この単位数は、当該大学の他の研究科、学部の授業負担のみならず、他大学における非常勤講師の負担を含むとする点で、教員一人当たりの授業負担が過大なものとならないよう配慮しています。

Q45 基準 8-5-2 で「相当の研究専念期間」を定めている趣旨は何か。

A 基準 8-5-2 の設定の趣旨として、具体的に、サバティカルの問題を掲げることに意味があると考えています。大学の事情によって実現の可能性には差があると思われまますので、基準 8-5-2 も「努めていること」とするにとどめています。また、評価を行う時期の法科大学院を取り巻く状況によって、若干、評価に幅が出てくることも考えられます。

Q46 外部評価と第三者評価とは違うものなのか。また、認証評価を受けることで外部評価を受けたこととなるのか。

A 外部評価とは、教育研究等の状況について、各法科大学院の依頼に基づいて学外の者が評価を行うことを言い、評価項目は法科大学院側が指定するのが普通です。
一方、第三者評価は、独立した第三者組織が自ら定めた評価者、評価項目、評価方法で実施する評価であり、認証評価機関が行う認証評価もこれに当たります。（大学評価・学位授与機構が実施する認証評価も、この第三者評価に当たります。）
このように、外部評価と認証評価は異なる評価の仕組みであることから、認証評価を受けた場合でも、外部評価を受けるよう努めていることが望まれます。

Q47 基準 9-3-2 の「毎年度、公表していること」の『毎年度』について、その開始時期は、開設初年度からか。

A 機構としては、法科大学院が当該法科大学院の教育活動等の状況について、積極的に

情報を提供することが必要であると考えています。とりわけ、幾つかの事項についての情報提供の重要性を考慮し、基準9-3-2によって、法科大学院の教育活動等に関する重要事項については、文書により、毎年度、公表していることを求めています。この趣旨から、各法科大学院の重要事項の公表は、当該法科大学院開設年度から行われることを想定しています。

ただし、「修了者の進路及び活動状況」のように、開設初年度からの公表が困難であるものについては、この限りではありません。

Q48 基準9-3-2の「法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書」とは何か。

A 「法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書」とは、解釈指針9-3-2-1に掲げる重要事項が記載された文書を指します。

なお、初めて機構の認証評価を受ける法科大学院については、解釈指針9-3-2-1に掲げるすべての事項が、法科大学院のウェブサイトや学生募集要項等により広く社会に周知されていることが求められます。

Q49 解釈指針9-4-1-2の「評価の際に用いた情報」とは何か。

A 「評価の際に用いた情報」とは、認証評価において用いた、基準に対する自己評価の根拠となる資料・データ等を指します。ここでいう認証評価には、機構以外の評価機関が行ったものも含まれます。

Q50 解釈指針10-1-1-5において、学生の自習室については、「その配置及び使用方法等において、図書館との有機的連携が確保されていることが望ましい」とあるが、有機的連携が確保されているものとして具体的にはどのような例が考えられるのか。

A 例えば、自習室が図書館と同じ建物内にあるとか、自習室が図書館とは別キャンパスの建物にあるものの、定期的かつ頻繁に図書が搬送される仕組みが確保されているなどにより、図書資料の利用が支障なくできているなどが挙げられます。

Q51 基準10-2-1における「各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。」について、自己評価書にはどのように記述すればよいのか。また、解釈指針10-3-1-7についても同様か。

A この基準においては、①教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するための施設及び機器が整備されていること、②技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていることを求めています。自己評価書の記述にあたっては、①、②に係る施設及び機器についてそれぞれ具体的に記述してください。解釈指針10-3

－ 1 － 7についても同様です。

Q52 基準 10-3-1 の解釈指針における「法科大学院の図書館」は、法科大学院が独自に保有する図書館に限定することなく、資料室や大学附属図書館についても「法科大学院の図書館」と考えてよいか。

A 資料室や大学附属図書館については、当該施設が当該法科大学院の専用であるか、又は、法科大学院が管理に参画し、その教育及び研究その他の業務に支障なく使用できる状況である施設であれば、「法科大学院の図書館」と考えられます。

Q53 解釈指針 10-3-1-1 において、「法科大学院の図書館は、当該法科大学院の専用であるか、又は、法科大学院が管理に参画し」とあるが、図書館が法科大学院専用でない場合の「管理に参画し」とはどのように考えるのか。

A 法科大学院の図書館については、教員による教育及び研究並びに学生の学習に支障なく使用できる状況にあることが求められており、法科大学院専用の図書館でない場合には、例えば図書館の管理運営を担っている委員会等に法科大学院若しくは、法科大学院が属する研究科の教員が委員として参画し、法科大学院の運営を円滑に進めることができるよう取扱われていることなどが必要であると考えます。

Ⅲ 評価の組織と方法等

Q54 自己評価担当者等に対する研修には、どのような役職の者が出席すればよいのか。

A 自己評価担当者等に対する研修では、自己評価書の作成等に関して説明を行う予定です。そのため、研修の内容が自己評価書の作成に反映されるよう、参加者には自己評価業務を統括する方や、自己評価書の執筆を行う方等を想定しています。上記の研修の目的にかんがみ、参加者の選定に関しては、各法科大学院の判断で最もふさわしい方を選んでください。

Q55 自己評価担当者等に対する研修に、当該年度に評価の申請を行っていない法科大学院も参加することができるのか。

A 原則としては、機構に評価の申請を行った法科大学院を対象としていますが、申請を行っていない法科大学院についても、希望があれば参加可能です。

Q56 評価担当者の推薦について、広く推薦を求めるとあるが、大学として何人推薦すればよいのか。また、評価担当者となると、本務に支障を来すことが考えられるので、推薦したくないのが本音であるが、推薦しなかった場合、ペナルティーが課せられるのか。

A 機構としては、「新たな法曹養成制度の中核的機関としての水準の維持、向上を図るため」（中央教育審議会答申）という法科大学院認証評価制度の目的及びピア・レビューを中心とした評価の基本的な方針を十分ご理解いただき、ご協力いただけるようお願いするところです。また、その性格上、推薦しなかった場合のペナルティーが課されるものではありません。

Q57 評価部会の構成員は、どのような基準で選ばれるのか。また、評価部会はどのような構成になるのか。

A 評価を実施するに当たっては、法科大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び法曹関係者並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者により構成される法科大学院認証評価委員会の下に、具体的な評価を実施するための評価部会を編成します。評価部会には、評価担当者として、大学関係者、法曹関係者及び有識者を配置します。評価担当者は、国・公・私立大学及び法曹関係団体等から広く推薦を求め、その中から、機構の運営委員会等の議を経て決定します。

Q58 機構の評価担当者に対する研修について、内容は決まっているのか。また、研修に伴う旅費等の経費は、所属している各機関の負担か、機構負担か。

A 研修は、認証評価の意義と目的、書面調査、訪問調査等の実施方法等について、評価担当者間の共通理解と能力の向上を図り、円滑な評価の実施に資することを目的としています。研修内容としては、機構の評価の意義、目的、方法等の説明や評価の一連のシミュレーション等を実施します。

研修に伴う旅費や謝金については、機構が委嘱する委員であるため、機構負担としています。

Q59 書面調査の実施内容・方法はどのようになっているのか。

A 書面調査は、対象法科大学院から提出された自己評価書及びその根拠となる資料・データ等（機構が独自に調査・収集した資料・データ等を含む。）を、十分な研修を行った評価担当者が調査・分析します。書面調査では、「基準ごとの分析・判断」及び「優れた点及び改善を要する点等の抽出」を行います。これらの書面調査は、評価担当者が各自で分析・整理した上で、評価部会において部会としての分析を行い、最終的に、法科大学院認証評価委員会が、書面調査による分析結果を作成します。

Q60 機構における基準ごとの分析・判断において、根拠となる資料・データ等が不足する場合や、記述が不明瞭で取組や活動の状況に不明な点がある場合で分析できない場合には、「判断保留」になるとのことであるが、判断保留も含めて「基準を満たしている」、「基準を満たしていない」の判断がなされるのか。

A 「判断保留」とは、書面調査の段階で行われる判断であり、「判断保留」となっている基準等については、原則として、追加資料の提出や訪問調査時の確認等により、機構が評価結果（案）を対象法科大学院へ通知する段階までに、基準を満たしているか否かの判断を行います。

Q61 認証評価において、各法科大学院が作成する自己評価書は、どの程度の意義と位置付けが与えられるのか。

A 機構の認証評価は、教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的に行うものです。このような見地から、評価を実効あるものとして実現していくためにも、また透明性と公正性を確保しつつ評価を行うためにも、法科大学院が自ら行う評価は極めて重要な過程と考えています。

書面調査は、各法科大学院が作成する自己評価書の分析を中心として第三者の立場から行いますので、各法科大学院におかれましては、そのことを十分に踏まえ、適切な自己評価書を作成していただくことが必要と考えます。

Q62 評価方法に記載されている「書面調査では確認することのできない内容等」とは、具体的にどのような内容を想定しているのか。また、「機構が独自に調査・収集する資料・データ等」とは、具体的にどのような資料をどのような方法で調査・収集することを想定しているのか。

A 「書面調査では確認することのできない内容等」とは、機構において自己評価書だけでは基準の分析・判断ができない場合に確認する内容及び資料・データ等や、実際に現地に行かなければ確認できない内容（教育現場の視察や学習環境の状況調査）を指しています。

また、「機構が独自に調査・収集する資料・データ等」とは、機構が評価を実施する上で、法科大学院における自己評価で根拠とされた資料・データでは不足する場合に、追加提出を求める形で調査・収集する資料・データのほか、ウェブサイトや刊行物等の既に公表されている資料等から収集するデータ等を指しています。

Q63 訪問調査では、具体的に何人の評価担当者が訪問し、何日間にわたって調査を行うのか。

A 訪問調査は、機構が別に定める訪問調査実施要項に基づき、書面調査では確認することのできない内容等を中心にして対象法科大学院の状況を調査するとともに、その調査結果を対象法科大学院に伝え、対象法科大学院の教育活動等の状況に関し、対象法科大学院との共通理解を図ることを目的として実施することとしています。訪問する評価担当者の人数及び日程については、法科大学院の教育課程等を考慮し、評価担当者はおおむね7～8人、訪問日数は2日間程度を予定しています。

なお、実際の評価担当者の人数及び訪問日数は、予定する調査が十分実施できるよう、対象法科大学院の規模や、調査内容の分量等を踏まえて、機構事務局を通じて対象法科大学院と協議した上で評価部会が決定します。

Q64 訪問調査における学生、修了生との面談について、人数はどのくらいを想定しているのか。

A 面談対象者の人数は対象法科大学院の規模や調査内容等によって異なります。面談対象者の人数、属性等については、訪問調査の1ヶ月前までに決定し、対象法科大学院へ通知します。

Q65 修了生との面談は、アンケートで対応することはできないのか。

A 修了生に対するアンケートについては、自己評価の根拠となる資料・データになると想定できますが、実際に修了生からご意見をいただくことは重要かつ有意義であるという考えから、訪問調査においては修了生との面談を行いたいと考えています。

Q66 訪問調査における修了生との面談時の旅費は、機構側で負担してもらえるのか。

A 訪問調査における面談対象者の旅費については、対象法科大学院の負担でお願いします。

Q67 評価結果（案）の通知（1月末）から意見の申立ての手續（2月）まで1ヶ月程度だが、期間が短いのではないか。

A 評価全体のスケジュールの中では、評価結果（案）の通知から意見の申立ての手續までの期間は1ヶ月程度となっておりますが、これまでの予備評価の経験から問題はないと考えています。

Q68 評価結果の公表の際は、評価基準を満たしているかどうか以外に、どのような情報が公表されるのか。また、評価結果の全文がそのまま公表されるのか。

A 機構における評価では、評価基準を満たしているかどうかの判断のほか、その判断に至った根拠・理由、及び対象法科大学院の優れた点、改善を要する点等を指摘し、それらを評価結果としてまとめます。評価結果は意見の申立ての手續を経た後、評価報告書として対象法科大学院を置く大学へ通知するとともに、その内容を公表します。

なお、その内容及び構成については、「自己評価実施要項」（61ページ）及び「評価実施手引書」（21ページ）に掲載しておりますので、ご参照ください。

Q69 評価基準を満たしていないと判断された法科大学院は、評価結果で「基準を満たしていない法科大学院」として社会に公表されるのか。

A 一つでも満たしていない基準があれば、評価基準に適合していないものとして、その旨を公表します。なお、法科大学院を置く大学からの申請に応じて、満たしていないと判断された基準に限定して追評価を行い、その結果、当該基準を満たしていると判断した場合に、先の本評価結果と併せて適格認定を行います。

なお、機構の認証評価を受けるかどうかは、あくまでも各法科大学院を置く大学の判断であり、これは追評価に関しても同様です。評価基準を満たしていないとの判断を受けたからといって、追評価を受けなければならないわけではありません。

Q70 評価結果をランク付けのような形で公表するのか。

A 機構の認証評価は、あくまでも対象法科大学院の目的を踏まえて、基準を満たしているかどうかの判断を行いますので、評価を受けた法科大学院を順位付けするような形での公表はいたしません。

Q71 法科大学院認証評価委員会の審議内容は公開されるのか。

A 会議資料は、原則として公開しますが、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に評価対象法科大学院等に混乱を生じさせるおそれがあると委員長が判断した場合については、この限りではありません。

また、議事要旨についてもウェブサイトに掲載することにより公開しますが、評価対象法科大学院の具体的評価に関わる審議等、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に評価対象法科大学院等に混乱を生じさせるおそれがある部分については、この限りではありません。

Q72 評価の申請が集中した場合でも、希望年度に評価を受けることができるのか。

A 機構では、法科大学院を置く大学から申請があった場合には、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該法科大学院の評価を実施することとしています。そのため、原則として各法科大学院を置く大学の実施希望年度に評価を実施することとしています。

Q73 適格認定を受けた翌年度から提出することを求めている年次報告書とはどのようなものか。

A 年次報告書は、適格認定を受けた法科大学院における重要な変更の有無を確認し、重要な変更があった場合に、その内容が評価基準の内容を満たさないおそれがないかを確認することにより、評価基準に適合した状況が継続的に確保されるようにすることを目的としています。そのため、適格認定を受けた翌年から、次の評価までの間の毎年度機構へ提出するものとしており、提出がない場合には、その旨を機構が公表します。

なお、年次報告書は、基準9-3-2が求める教育活動等に関する重要事項を記載したものであることから、法科大学院が年次報告書を当該基準における重要事項公開用の文書として利用することも可能です。

年次報告書において、重要な変更があり、次の評価を待たずに評価を行う必要があるという状況になった場合は、当該大学の申請に基づいて、関係する事項についての評価を実施し、適格認定の判断を行います。

Q74 「機構の評価を受けた法科大学院は、教育課程又は教員組織に重要な変更を行った場合には、別に定めるところにより、当該変更について機構に届け出る」と記載されているが、この「別に定める」内容とはどのようなものか。

A 文部科学省令において、認証評価機関は、「当該専門職大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めること」とされています。教育活動等の変更内容の届け出の制度は、機構が法科大学院の教育活動等の質の保証を図る観点から、教育課程又は教員組織に重要な変更が

あったことを把握し、機構の評価が変更前の教育活動等について行われたことを明示するためのものです。

なお、変更の届け出に関する詳細については現在検討を行っているところですが、新旧対照表等その違いが分かる書類により届け出いただくことを考えています。

Q75 評価手数料の金額について教えてほしい。

A 平成19年度から実施する本評価の評価手数料は、350万円を予定しています。

なお、予備評価の評価手数料は、200万円、予備評価を受けた後、当該法科大学院が開設後5年以内に受ける最初の本評価については、150万円としています。

IV 自己評価書の作成

Q76 機構の認証評価を受けようとする法科大学院は、いつから実際に自己評価作業を行う必要があるのか。

A 機構の認証評価（予備評価）を受けようとする法科大学院は、実施年度の6月末までに自己評価書を提出していただくこととしていますので、これに間に合うように自己評価を進めていただく必要があります。評価に必要な根拠となる資料等については、収集に時間がかかるものや、時間が経過すると散逸したりするものもあるので、計画的に収集しておくことが必要と考えられます。

Q77 基準1-1-1及び基準1-1-2は、法科大学院が満たすべき要件を包括的に定めた基準であると考えられるが、どのように自己評価を行えばよいのか。

A 自己評価は、原則として基準ごとに状況の整理を行うこととしています。しかし、当該基準のように、別の基準で定められた要件を含んだ基準がありますので、その場合は、他の基準の分析状況を踏まえ、整理してください。（例えば、基準1-1-1においては、「厳格な成績評価及び修了認定については、基準〇（〇頁）参照」とするなど。）
機構における評価においても、別の基準での評価結果を踏まえて当該基準の評価を行います。

Q78 基準2-1-3において、法律基本科目の中で公法系、民事系、刑事系のそれぞれに区分できない授業科目は別紙2（別紙様式1）の記載をどのようにしたらよいのか。

A 公法系、民事系、刑事系科目欄の下に「その他」欄を追加し、記入してください。

Q79 評価の申請を行った大学が、自己評価書提出期限より前に、機構に自己評価書を仮提出し、内容を確認してもらうことは可能か。

A 評価の公正性への配慮から自己評価書の仮提出は受けませんが、自己評価書作成に当たってご質問等がある場合には、機構事務局までお問い合わせください。

Q80 目的は、どのくらい具体的に書けばよいのか。

A 機構の評価は各法科大学院の目的を踏まえて実施することから、機構の評価担当者は第三者の視点で、「目的」に記載されていることを通じて法科大学院の全体的な意図を理解しますので、そのことに留意の上、具体的に記載していただくことが求められます。

また、自己評価書に記載された目的は、原則として原文のまま評価報告書に転載し公表しますので、字数制限の範囲で記載してください。

Q81 目的の内容が不明確な場合に、機構から自己評価書の再提出を求められることはあるのか。

A 機構の認証評価において、法科大学院の目的自体が基準1-1-1及び基準1-1-2での評価対象となっています。

第1章「教育目的」では、

基準1-1-1

各法科大学院においては、その創意をもって、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が体系的に実施され、その上で厳格な成績評価及び修了認定が行われていること。

基準1-1-2

各法科大学院の教育の理念、目的が明確に示されており、その内容が基準1-1-1に適合していること。各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施され、成果を上げていること。

解釈指針1-1-2-1

各法科大学院の教育目的の達成度は、学生の学業成績及び在籍状況、並びに修了者の進路及び活動状況、その他必要な事項を総合勘案して判断するものとする。

が定められており、まず、法科大学院の目的に係る現在の状況が、この要件を満たしているかどうかを評価します。

すなわち、第1章「教育目的」において、法科大学院の目的の明確性等について評価しますので、機構の評価において目的の内容が不明確だと判断された場合は、自己評価書の再提出を求めるのではなく、その旨を評価結果として公表することとなります。

Q82 自己評価実施要項の別紙2「基準に対する自己評価の根拠となる資料・データ等の例示」にある資料は、必ず全部提出するのか。

A 別紙2に挙げている資料・データ等は、評価基準に示された基準ごとに自己評価を行う際に必要と考えられるものの例示です。これらはあくまで例示であり、必ずしも全く同じ資料・データを要求するものではありませんので、各法科大学院の目的に応じて、資料・データを用意してください。

Q83 自己評価実施要項において、根拠データとして、前年度分のシラバス、成績評価基準、成績分布データの提出が求められているが、カリキュラムの大幅な変更が生じた場合など、評価における教育内容、成績評価等の判断に当たっての資料の取扱いはどうなるのか。

A 原則として、評価実施前年度分のレジюме、成績分布データ、試験問題、試験答案等を確認しますが、カリキュラム変更などによって成績評価基準等が変更された場合などは、必要に応じて評価実施年度前期に係る試験問題、成績分布データを求め、訪問調査時に、当該授業に係るレジюме、試験答案等を確認することになります。

なお、評価実施前年度に開講した授業科目の試験問題、答案等については、適切な保存をお願いします。

Q84 期末試験等の試験問題や答案の提出を求められることはあるのか。

A 機構が実施する法科大学院認証評価においては、成績評価について、適切な成績評価基準が設定されているか、学期末試験等の試験問題の内容が法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい内容、水準であるか、成績評価基準に基づいて厳格な成績評価が実施されているかを分析・確認します。このため、対象法科大学院に対して、根拠データとして、前年度分のシラバス、開講した授業科目全ての成績分布データ、成績評価基準、一部の授業科目の試験問題の提出を求め、訪問調査においては、その試験問題に対する答案等の分析・確認を行います。また、必要に応じてそれ以外の答案・小テスト・レポート等についても分析・確認を行います。

Q85 自己評価書の「基準に係る状況」は、現在の活動状況を、解釈指針の内容を踏まえて分析し、記述することとされているが、具体的にはどのように記述すればよいのか。

A 「基準に係る状況」は、自己評価書提出時までの間の当該基準に係る、自己評価の可能な現在の状況について記述してください。この際、当該基準の解釈指針の内容についても、当該解釈指針ごとに整理して記述するなど、解釈指針との対応が明確になるよう工夫してください。なお、当該基準の細則として規定されている解釈指針については、規定されている内容が、どのような取組や措置等として実施されているかなどを具体的かつ明確に記述してください。

Q86 基準に係る状況については、自己評価書提出時までの間で自己評価が可能な現在の状況について分析することとしているが、具体的にはいつからいつまでが評価の対象となるのか。（これまでの経緯等について、いつまでさかのぼることができるのか。）

また、自己評価書提出時には終了している取組や活動、あるいは今後予定している取組等については記述することができるのか。

A 評価は原則現在の状況について行うものであり、基準に係る状況を当該評価実施年度6月末までの間の自己評価可能な状況について、分析していただくこととしています。

評価項目や各法科大学院の状況等に応じて必要があれば過去の経緯や状況なども含めて記述していただいて結構です。その場合にどの程度までさかのぼるかについては一概には言えず事柄に応じて各法科大学院の判断によっていただくものと考えております。

なお、評価は、原則現在の状況について評価を行うものであることから、現在の状況との関連がない過去の状況や、実際の活動が開始されていない将来の取組等について評価を行うものではありません。

Q87 取組や活動によっては、根拠となる資料・データが不十分な場合も考えられるが、機構はどの程度のものを想定しているのか。また、不十分だった場合の対応はどのようにすればよいのか。

A 自己評価では、各基準に関する取組や活動がどのような状況にあるのかについて、その状況が確認できる根拠となる資料・データにより分析し、その結果を分かりやすく明確に記述していただきます。一方で、機構の評価では、自己評価書で記述された状況を、根拠となる資料・データにより確認・分析します。

根拠となる資料・データは、このような基準に係る状況に関する分析結果が、機構の評価担当者に容易に理解できるよう、可能な限り客観的かつ簡潔にまとめる必要があります。

なお、機構の評価において、資料・データ等が著しく不足していると判断される場合には、関係資料の追加提出を求めることがあります。提出期限や提出の内容等については、個別に当該法科大学院と協議の上決定することになります。

Q88 「字数制限を超える場合には、別途機構に相談」と記載してあるが、相談すると字数制限が緩和されるのか。

A 必要以上に膨大な量の自己評価書が提出されることを避けるために、目安として字数制限を設けています。機構において、限られた期間、限られた評価担当者数での評価を実施することから、ある程度の字数制限は必要であると考えますが、字数については、今後、認証評価の経験を重ねながら必要に応じて見直しを計っていく予定です。なお、機構に相談があった場合は、それぞれの法科大学院の状況等により対応を行うことを考えております。

Q89 根拠となる資料・データ等は字数制限外となっているので、かなり多くの資料を添付してもかまわないのか。

A 自己評価書には、基準に係る状況を分析するための根拠として必要な資料を記載・添付していただくこととなります。最小限必要と思われる以上の資料が添付されていた場合、書面調査に予定していた以上の時間がかかり、その後のスケジュールに影響がでること（訪問調査の実施日決定の遅れ等）も考えられますので、添付する資料は大量になりすぎることのないようご協力ください。ただし、分析のために、書面調査段階でどうしても必要と考えられる資料が提出されていない場合は、追加提出をお願いすることも

あります。

根拠となる資料・データ等については、本文中の場合は、本文との関係が容易に確認できる位置に記載してください。また、本文中に記載すると本文が読みにくくなる場合には、別添としてください。

また、ウェブサイトで公開されている資料・データ等は、その掲載箇所を具体的に示すか、印刷して添付するようにしてください。

なお、冊子等分量が多いものや、外部に持ち出すことが困難なものなど、自己評価書への記載・添付が不適切である資料等は、例示として必要最小限の範囲を自己評価書に記載し、すべての資料・データ等は訪問調査時に確認できるよう用意していただくことで提出に代えても構いません。

Q90 自己評価書の電子媒体を提出する際、根拠となる資料・データ等もすべて記載することになると考えられるが、紙媒体でしか存在しない資料等はスキャンで電子媒体に貼り付けることでよいのか。

A 紙媒体でしか存在しない資料等はスキャンで電子媒体に貼り付けることで結構ですが、資料等がスキャンで転載できない場合には、電子データ上では空欄にさせていただいて構いません。電子データにおいて空欄にする場合、資料記載箇所である旨を明記してください。

なお、紙媒体で提出する自己評価書に記載・添付する資料・データ等は、用紙を折り込んだりするなど、A4サイズの様式内に収めてください。

Q91 自己評価書において、同じ根拠資料・データ等を添付する箇所が複数になる場合には、どのように添付すべきか。

A 同じ根拠資料・データ等を各々の箇所に添付する必要はなく、例えば「〇〇の資料（△△ページに前出）」とするなど、評価担当者が分かる形にしてください。また、根拠資料・データ等を別添にする際にも、自己評価書の本文中に、「資料〇〇の△△ページ参照」と明記するなど、どの部分が根拠となるのかが分かるようにしてください。

Q92 自己評価を行った取組や活動すべてが、機構において評価され、評価報告書に掲載されるのか。

A 機構における評価では、基準ごとに取組や活動の内容等がどのような状況であるのかを確認しますので、すべてを検討した上で分析を行い、基準の評価を行います。ただし、評価報告書における「章ごとの評価」の記載では、基準の適合状況の判断となった根拠理由を精選・整理し、記述するとともに、法科大学院の目的を踏まえて、特に重要と思われる点を「優れた点及び改善を要する点等」として記述します。従って、自己評価を行った取組や活動すべてについて、評価報告書において記述されるとは限りません。

なお、訪問調査等で知り得たことによって、自己評価書に記述されていない取組や活

動が評価報告書に記述されることもあり得ます。

V その他

Q93 評価の検証はいつ行われるのか。(評価の検証をもとに、新たに評価システムの構築を行うのが通常と思われる。)

A 機構では認証評価を透明性の高い開かれた評価とするために、評価の経験や評価を受けた法科大学院の意見を踏まえつつ、常に評価の在り方について検証し、必要な改善を図ることとしています。

このため、毎年度の評価終了後に対象法科大学院にアンケートの御協力をいただいているところです。これらのアンケート等に基づき、評価の有効性、適切性についての検証を実施し、評価の内容、方法等の改善に役立てています。

また、その検証結果はまとまり次第、対象法科大学院に送付するとともに、機構ウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) で公表しています。

Q94 予備評価の効果及び本評価との関連性について、伺いたい。

A 予備評価は、学年進行中の希望する法科大学院を対象に、法科大学院関係者の評価に対する理解と習熟を高めるとともに、本評価に先立って教育活動等の改善に資する目的で実施するものです。原則として、本評価と同様の評価基準及び評価方法により実施することから、予備評価における自己評価の経験や評価の結果は、本評価において活用できるものと考えています。

Q95 予備評価において「基準を満たしていない」と判断された事項について、本評価実施時には是正を図り、当該年度入学者から適用されているが、過年度入学者については従前のままとしている事項がある。これが問題とされることはあるのか。

A 予備評価において「基準を満たしていない」と判断された事項は、基本的には本評価時に改善されていることが求められます。しかし、教育課程、修了要件など既に従前の取扱いで教育を受けている過年度入学者についてその取扱いを変更することが適当でない場合もありますので、そのときには当該年度入学者に対して適切な内容となっていれば足りるものと考えます。

Q96 予備評価の評価結果の公表は、どのように行うのか。

A 予備評価は、初年度の入学者（3年課程）が修了以前の段階にある法科大学院を対象としているため、基準のすべてについての適合状況の評価を行うものではありません。また、法科大学院関係者の評価に対する理解と習熟を高めるとともに、本評価に先立って教育活動等の改善に資する目的で実施するものです。従って、その評価結果は当該法科大学院を置く大学に通知しますが、文部科学大臣への報告、社会への公表を行うものではありません。

なお、機構に対し、評価に関する行政文書の開示請求があった場合には、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、不開示情報に当たらない限り、開示する必要が生じることがあります。

Q97 大学機関別認証評価と法科大学院認証評価との関係について、伺いたい。

A 大学機関別認証評価は学校教育法第69条の3第2項に基づき実施されるものであり、一方、法科大学院認証評価は同法第69条の3第3項に基づき実施されるものです。従って、認証評価機関としての認証は別に行われるとともに、評価基準等は各々別に定められているように、基本的に別の制度・考え方に基づく評価です。

Q98 他の認証評価機関と異なる点（特徴など）はあるのか。

A 機構の認証評価は、6つの基本的な方針（Q4参照）に基づき、実施することとしています。

評価に当たっては、各基準を満たしているかどうかの判断に加え、各法科大学院の教育活動等の特色を發揮できるよう、評価基準に基づいて、法曹養成の基本理念及び当該法科大学院の目的等に照らし、教育活動等の優れた点や改善を要する点等について明らかにします。